

第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物排水管清掃業の登録基準
- 4 各種届出
- 5 立入検査結果

1 建築物衛生法の概要

(1) 目的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者がいるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.79 にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者がいるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。

都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任はできません。

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場合については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設： 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。	
	防錆剤 <small>せい</small> の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

* 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

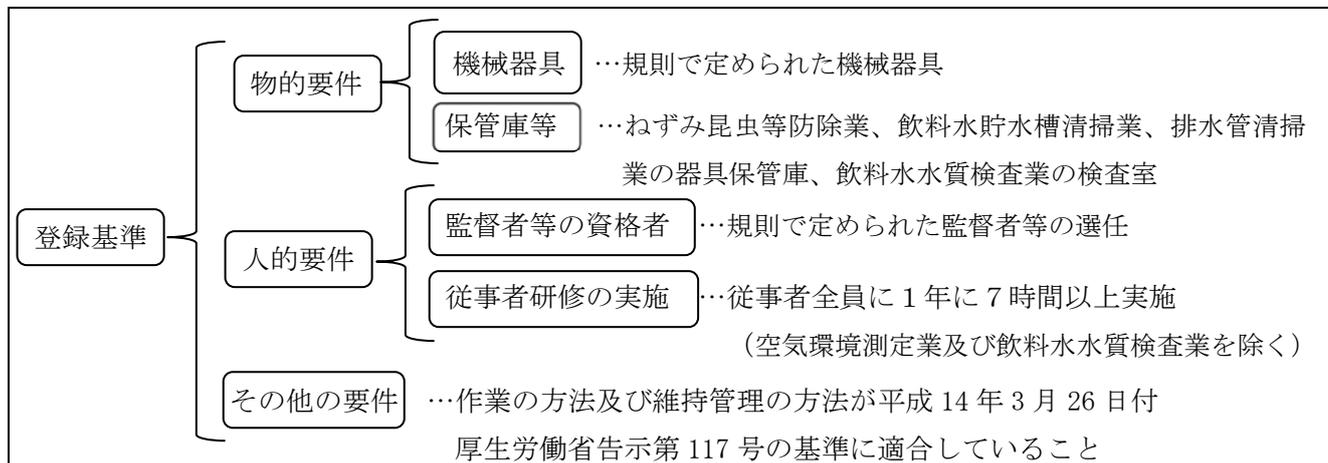


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています（P.119 参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です（表2）。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください（P.90 参照）。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな登録番号が付与されます。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 14 排第〇〇〇号	東京都 6 排第〇〇〇号	東京都 29 排第〇〇〇号
有効期間	令和 2 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 12 年 9 月 30 日まで	平成 29 年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで
説明	平成 14 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	令和 6 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登録表示（例）

- 良い例 → 建築物排水管清掃業、東京都〇〇排第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定排水管清掃業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2号	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表4）。

表4 業種別の登録営業所数（令和6年3月31日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	4 3 5
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	1 2 4
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	2 2
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	4 0
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	7 7 2
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	1 6 9
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	2 8 7
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3 5 1
合 計	2, 2 0 0

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、
当課ホームページで公開しています。

（URL：https://www.tmph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/list/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等*の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）

（図2）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2留意事項」を確認してください）。

- （ア） 同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ） 他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ） 建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表5）。

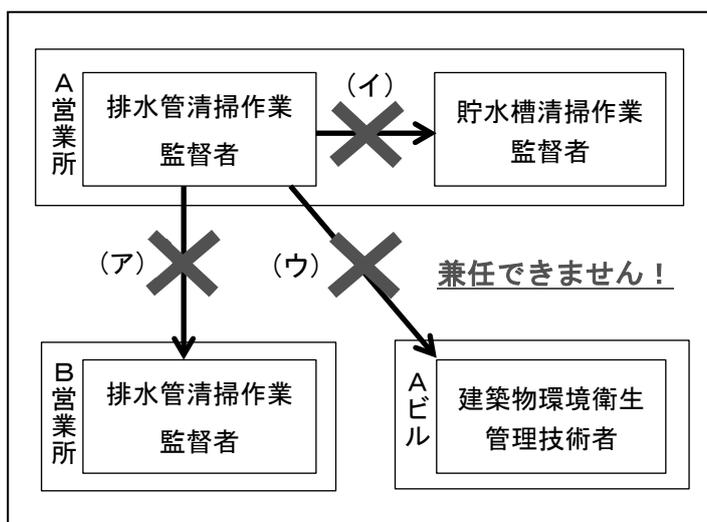


図2 兼任禁止についてのイメージ

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	水質検査実施者
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	貯水槽清掃作業監督者
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	排水管清掃作業監督者
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	防除作業監督者
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物排水管清掃業の登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.119参照）。

（1）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

- （ア）内視鏡（写真を撮影することができるもの、ケーブルの長さが15m程度以上のもの）
- （イ）高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
- （ウ）ワイヤ式管清掃機
- （エ）空圧式管清掃機
- （オ）排水ポンプ

イ 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること

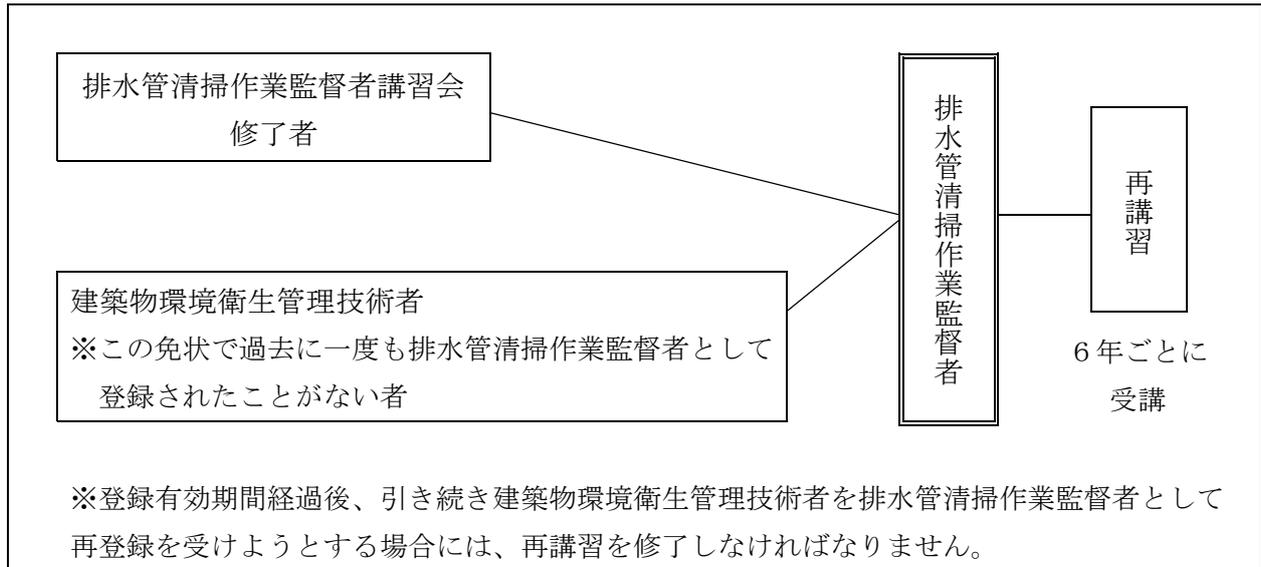
- （ア）機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること
 - （イ）機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること
 - （ウ）機械器具を保管するのに適切な規模であること
 - （エ）機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること
 - （オ）施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること
- ※ 原則として自動車を保管庫とすることはできません。

（2）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア 排水管清掃作業監督者

営業所に、排水管清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この排水管清掃作業監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「排水管清掃作業監督者」の資格を有する条件



イ 従事者研修

排水管の清掃作業に従事するすべての者（アルバイト、パートを含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を受講する必要があります。

排水管清掃作業従事者の研修について

実施主体：事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
研修内容：排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること
研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものが望ましい
指導者の要件：排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
研修の頻度：作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること
(回数を分けて実施してもよい)

厚生労働省から発出された通知（「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成14年3月26日付健衛発第0326001号、令和5年12月28日一部改正））に従事者研修のカリキュラム例が示されています。P.87に掲載しますので、参考にしてください。

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

〈カリキュラムの考え方〉

- 1.7時間以上を確保する。
- 2.科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
- 3.2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	点検診断・検査の目的と用語の定義/清掃業務と点検診断・検査/点検診断の対象と項目/点検診断方法と評価基準/検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義/排水管洗浄方法/排水器具・器具排水管の洗浄方法/高圧洗浄の作業方法/高圧洗浄の原理/高圧洗浄装置/排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令/衛生管理及び関係法令/トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲/関係法令/排水設備の機能維持項目/排水設備の特性と清掃/排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚/作業上の注意事項/作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項/排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	排水管調査の方法と報告書の作成事例/内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	機械的洗浄方法—高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項/化学的洗浄方法—アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項/ディスポー付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令/衛生管理及び関係法令/トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲/関係法令/排水設備の機能維持項目/排水設備の特性と清掃/排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚/作業上の注意事項/作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項/排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽及びグリース阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法/廃棄物の適正処理/トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性/標準作業仕様	60分

(3) 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 (その他の要件)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成14年3月26日付厚生労働省告示第117号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」(以下、「告示第117号」という。)の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるため、補正を求め、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(抜粋)

第六 規則第二十八条の三第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- 二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- 三 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- 四 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- 五 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.111参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、変更があった日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変更事項	添付書類等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (原本、発行日から3か月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
保管庫の所在地	保管庫付近の見取図、建物内の平面図、保管庫内の器具 の配置図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
排水管清掃作業監督者	※排水管清掃作業監督者の資格を証する書類(原本)
その他の要件	排水管清掃作業及び作業に用いる機械器具その他の設備 の維持管理の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の修正、再発行は行いません。
- ・排水管清掃作業監督者の資格を証する書類(※)は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式はP.113参照)

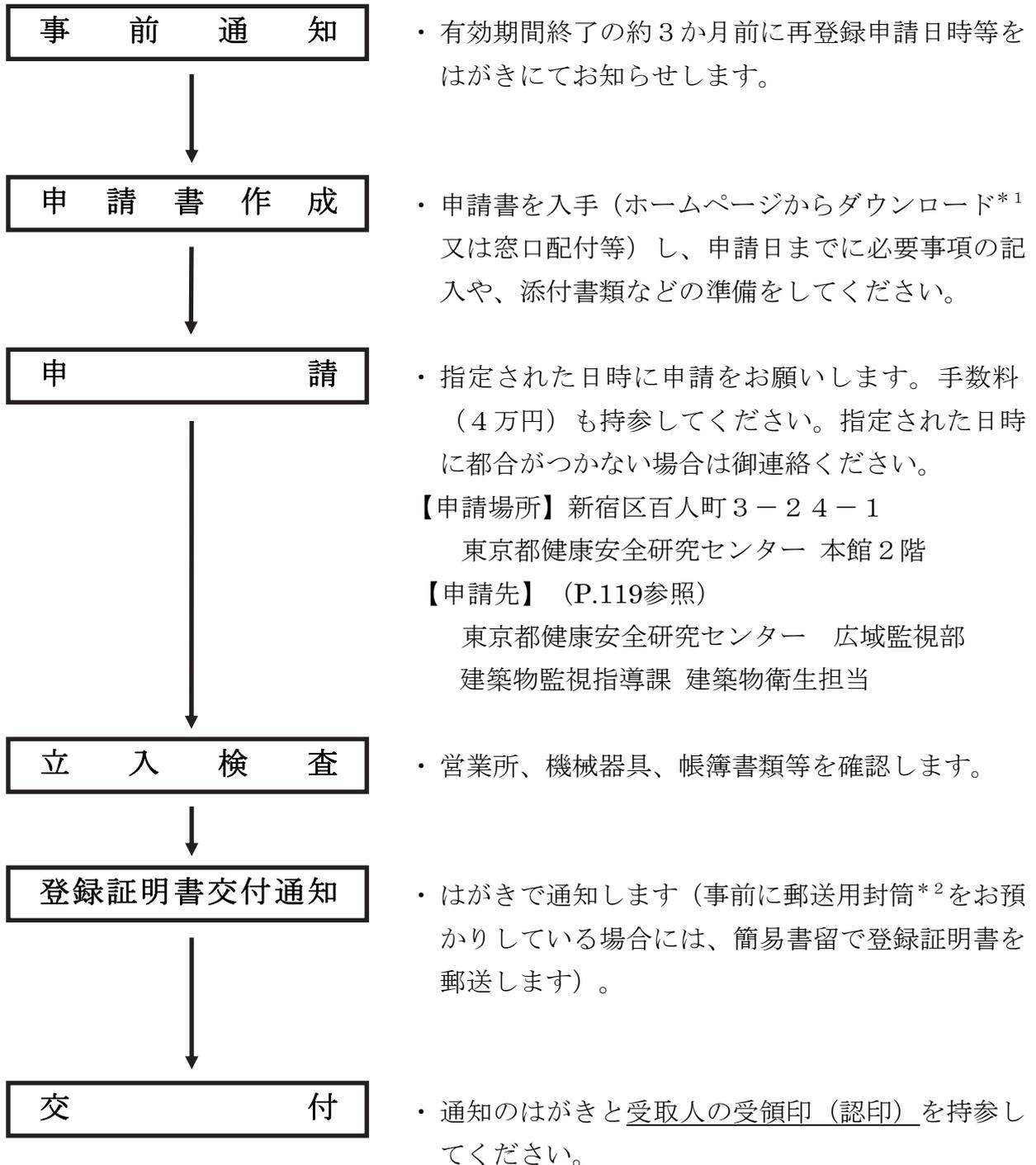
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。
その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.96参照、登録申請のてびきはP.103参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

申請は、次ページの申請方法に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索してください。）

URL : https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に530円分（第一種定形外郵便物料金+簡易書留料金）の切手を貼付してください。

5 立入検査結果

東京都では、新規登録・再登録申請時を含めて、建築物衛生法第12条の5に基づく立入検査を行い、登録要件を満たしているかどうかを含めた監視指導を実施しています。検査内容は、帳簿書類の整備状況、物的要件の確認等です。立入検査は、建築物事業登録営業所立入検査指導書（P.118）の検査項目に従って行いますので、御参考ください。

過去6年分（平成30年4月1日から令和6年3月31日まで）に実施した231件の立入検査結果において、登録要件を満たしているかといった検査結果は図3のとおりです。

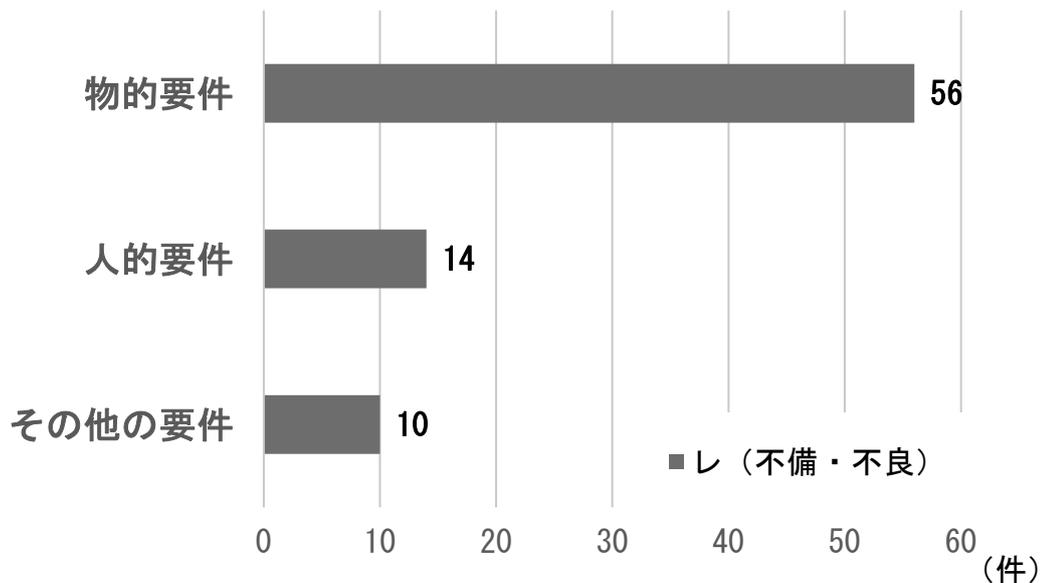


図3 立入検査結果（登録要件）

登録要件に関して不備・不良な場合、改善を確認し登録要件を満たすことが判明するまで、登録を保留します。

登録要件に関する不適が特に多かったのは「物的要件」（56件）で、立入検査時に登録に必要な機械器具が確認できなかった、機械器具の保管庫が施錠していなかった、保管庫内に機械器具が収納できず適切な規模でなかったという理由が挙げられます。

「人的要件」（14件）での不適は従事者研修に関する事で、従事者研修を実施していなかった、研修実施記録を作成していなかったことが挙げられます。

「その他の要件」（10件）については、必要な帳簿書類を作成しておらず、作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法が告示117号に適合していることが判明できないことが挙げられます。

次に、立入検査時における監視結果について図4に示しました。監視結果は登録要件と重複する部分もありますが、維持管理状況を確認し、3段階（「レ」（不備・不良）、「△」（一部不備・不十分）、「注」（要注意））で指摘しています。

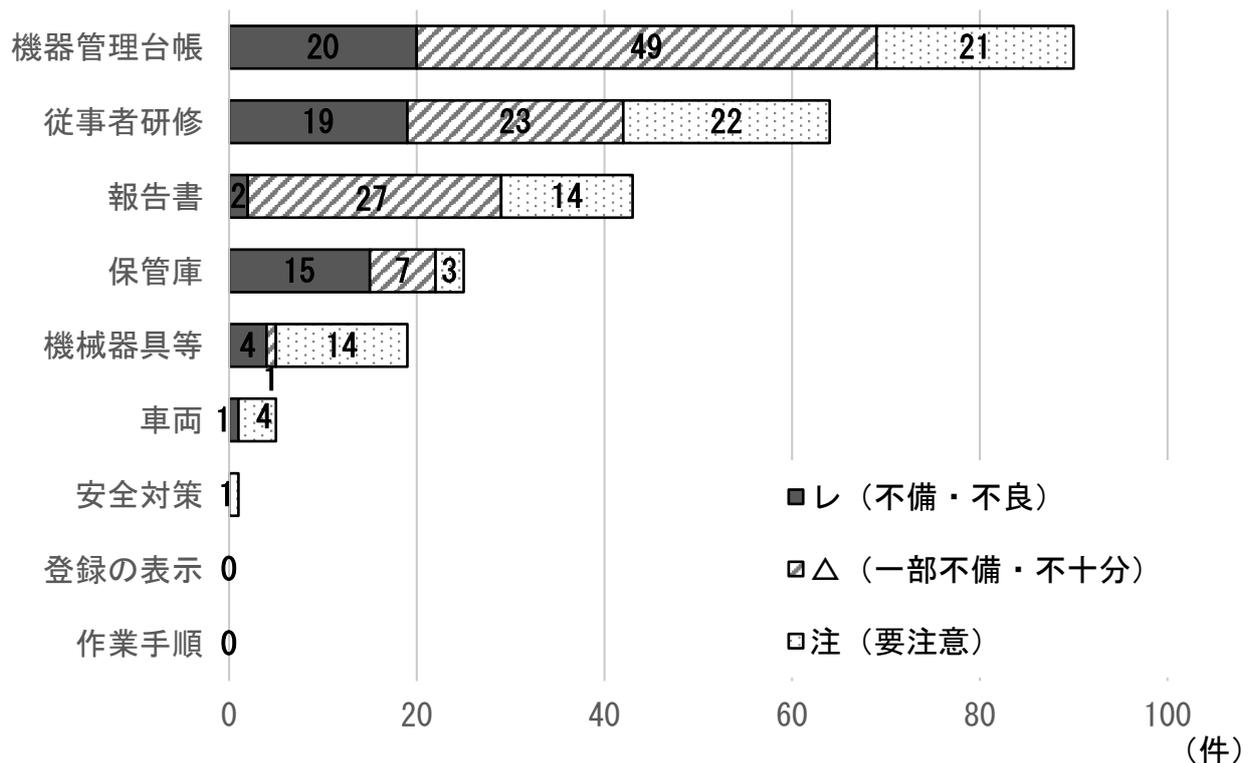


図4 監視結果

最も指摘が多かったのは「機器管理台帳」に関するもの（90件）で、機器管理台帳が一部しか作成されていない、点検の記録がないといった理由が挙げられます。排水管清掃作業に用いる機械器具については「定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと」と告示117号に定められているため、東京都では、機器管理台帳を作成し、機械器具の点検記録を残すよう指導しています。機械器具について、原則一台ずつ台帳を作成し、名称・型式・購入年月日や定期的な点検・整備の記録を記載してください。

次に指摘が多かったのは「従事者研修」に関するもの（64件）で、従事者研修自体は実施しているものの、研修時間や内容が不十分であったり、従事者全員が研修を受けていなかったことが指摘事項として挙げられました。従事者研修はアルバイト等の方も含めて従事者全員を対象として、1年に1日程度（7時間以上）実施し、研修内容としては清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものを含めて実施してください。

3番目に指摘が多かったのは「報告書」に関するもの（43件）で、報告書に記載すべき内容（作業内容、清掃方式、作業実施者、点検状況等）の記載がなかったことが挙げられます。報告書には作業日時や作業箇所のみでなく、作業の詳細について記載してください。